

別表3

第1 構造等

区分・規格構造	作業路（短期使用）	備考
設計（想定）車両	林内作業車・高性能林業機械等	
車道幅員	3.0m以下	
路肩	0~0.5m	
切取勾配	法面を安全に保つ勾配	労働安全衛生法の規定を遵守すること
盛土勾配	路体を安全に保つ勾配	
その他	木製排水工、法尻保護工、丸太筋工、敷砂利は必要に応じて設置する	

第2 留意事項

- 1 簡易な構造で設置が可能なものを補助対象とすることから、地形、地質、気象、植生及び崩壊地等の自然条件を考慮し、設置後に崩壊を招くことの無いよう実施箇所の選定には十分配慮すること。
- 2 線形は、開設目的が十分達成されるものであり、かつ、最も経済的な線形を設定すること。
- 3 大きな沢の横断、擁壁等、永久構造物を必要とする箇所は避けること。
- 4 第3者の事故防止のため、立ち入りができない処置を講ずるなど十分配慮すること。
- 5 保安林等制限林において実施する場合は、その許可条件等に従うこと。